様式第２号

仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付決定書兼交付額確定通知書

仙台市　　　指令第　号

　　　　　　　　　　様

　年　月　日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第６条及び同第１３条、並びに仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することを決定し、補助金額を確定したので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、　　年　　月　　日までに申請を取り下げることができます。

　　　　年　月　日

仙台市長　　　　　　　　　印

記

１　補助事業の名称　　仙台市医療機関物価高騰対策支援事業

２　施設名称

３　補助決定額　　　　金　　　　　　　　円

４　補助の条件

（１）　仙台市補助金等交付規則及び仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱並びに以下の内容を遵守してください。

（２）　仙台市は、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、交付決定の通知を受けた者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたと認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消します。

（３）　仙台市は、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により、交付決定の取消しを受けた者が既に補助金を交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第１８条第１項に基づく加算金を納付する必要があります。また、納期日までに返還しなかった場合は、その未納付額につき仙台市補助金等交付規則第１８条第２項に基づく遅延損害金を納付する必要があります。

（４）　仙台市は、仙台市医療機関物価高騰対策支援事業補助金交付要綱第１１条の規定により、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員が関係する場所への立入検査を行う場合があります。報告や立入検査等に応じない場合、虚偽の内容を申請したものとみなし、前記（３）に定める返還請求を行う場合があります。